

令和4年度学校いじめ防止基本方針

<p>社会の要請・法制定の意義</p> <p>いじめ問題への対応は、いじめだけに特化するものでなく、子どもも大人も、人々が生きるにあたっての直面する課題である。</p> <p>いじめの止まりやすい国であるかどうかは、その国の教育力と国民の成熟度の指標となる。</p> <p>日常生活の仕組や行為への私的責任領域とそれを補う法制定による公的責任領域が必要である。</p>	<p>本校学校教育目標</p> <p>豊かな心と確かな力をもち、ねばり強く自らの向上をめざす子どもを育てる。</p>	<p>本校の実態</p> <p>「やる気 元気 根気」を校訓に夢や希望に向かって努力し、共に生きる子どもを育成することを目標に教育活動を進めている。子どもたちは、明るく活発である。あいさつや言葉遣い、友人への接し方などについて積極的に指導し、重大事態を未然に防ぐよう努めている。</p>
<p>いじめ防止対策推進法による</p> <p>【第13条】学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参考し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。</p>	<p>いじめ防止に関する基本的な考え方・理念</p> <p>【いじめの定義】（いじめ防止対策推進法 第2条） 「いじめ」とは、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、（インターネットを通じて行われるものも含む）当該行為の対象となった児童が、心身の苦痛を感じているものをいう。※学校の内外を問わない。</p>	<p>鹿児島市のいじめ防止等の対策に</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として取り組む。 ○ いじめは許されない行為であることについて、児童生徒が十分理解できるようにする。 ○ 市、学校、地域住民、家庭等の連携の下、いじめ問題を克服することを目指す。
<p>家庭・地域との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ PTA ○ 校区公民館運営審議会 ○ 学校評議員 ○ 駐在所 ○ 民生委員（各地域） ○ 児童通学保護員 ○ 自治公民館長 	<p>桜峰小学校いじめ対策委員会</p> <p>本会は、年間計画の作成・実行・検証・修正の中核である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日常的な関係者の会 【校長、教頭、他全職員】（月1回以上） 2 地域の関係者、第三者を加えた会 【校長、教頭、生徒指導主任、民生委員、PTA役員等】（年2回） 3 専門家等を加えた会 【1に加え、スクールカウンセラー、いじめ相談員】（原則年1回） 	<p>関係機関との連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育委員会（県・市） ○ 県いじめ問題対策連絡協議会 ○ 市青少年問題協議会 ○ 市いじめ対策検討委員会 ○ 警察 ○ 市児童福祉課 ○ 県中央児童相談所
<p>【いじめの防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員の取組：分かる授業づくり、居場所作り、絆づくりを行いながら自己有用感を育てる。 ○ 児童の取組：互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出す。 ○ 保護者の取組：愛情を持って子どもに接し、子どもの自己肯定感や自己有用感を育む。 ○ 地域の取組：子どもが生き生きと活動できる地域の風土や行事を作る。 <p>【いじめの早期発見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員の取組：日常の観察や児童との触れ合いを大切にし、気づいた情報を職員間で共有し合い、児童の些細な変化に気づくための取組を積極的に行う。 ○ 児童の取組：校内で起こっているいじめを黙認せず、重大な問題として担任等に知らせる。 ○ 保護者の取組：家庭での子どもの変化やネットの使い方などを把握し、学校への連絡・相談する。 ○ 地域の取組：児童の通学の様子を観察し、気になる点は学校や保護者へ連絡する。 <p>【いじめに対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員の取組：組織として対応し、事実を確認、記録、共有する。いじめは絶対にゆるされないという姿勢で指導を行う。市教委、関係機関とも連携して解決を図る。 ○ 児童の取組：自分たちの問題として、いじめが2度と繰り返されないよう話し合う。 ○ 保護者の取組：学校と連携を図り、確認された事実を元に、子どもが抱えている気持ちを受け止め、愛情と厳しさをもって今後のあり方を子どもと話し合う。 ○ 地域の取組：学校と連携を図り、必要に応じていじめの加害者・被害者に対して、防犯パトロール隊や子ども会組織による見守り体制を取る。 	<p>教職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活指導連絡会 ○ 教育相談 ○ 職員研修 （校内、校外） <p>児童</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童会 <p>保護者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登校指導 ○ 授業参観 ○ PTA総会 <p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ SSW ○ スクールサポーター ○ いじめ問題対策支援室相談員 <p>県</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校ネットパトロール <p>資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ対策必携 ○ いじめ問題対応の手引き ○ 市いじめ対策リーフレット他 	

【年間計画】

月	月目標	取組・評価	実態調査	道徳・特別活動・各教科	児童自主的取組	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4	学校や学級などのきまりや目標を明確に示す	年間及び1学期活動計画検討・取組チェックリストの確認		「いじめ問題を考える週間」の実施	1年生を迎える会	各教科における指導計画の確認	家庭訪問	学校基本方針の確認
5	いじめ防止の基本的な考え方を理解する	チェックリストによる評価(毎月) PTA総会		道徳「公平公正社会正義」「ニコニコ月間の実施」				生徒指導連絡会
6	児童の状況を把握し適切な対応をする	チェックリストによる評価	学校楽しいーと(1回目)	「ニコニコ月間の実施」				生徒指導連絡会
7	夏休みの過ごし方について指導する	夏休み前指導			いじめ防止標語の募集	指導の反省	教育相談	1学期取組振り返り
8	2学期に向けて人間関係や心理状態を把握する	県人権月間取組						生徒指導力向上研修
9	学校行事の成功に向けて、学級を高める	学校いじめ対策委員会	県携帯斡旋利用調査	「いじめ問題を考える週間」の実施		DQワールド(56年)		ネットいじめ対応策
10	学級の人間関係を把握し適切な対応を行う	チェックリストによる評価	学校楽しいーと(2回目)			DQワールド(56年)		生徒指導連絡会
11	生徒の状況を把握し適切な対応をする	学校評価		道徳「親切、思いやり」	人権標語の募集	DQワールド(56年)		生徒指導連絡会
12	相手の立場になつて考える心を育む	冬休み前指導 県人権週間取組		「人権週間」		指導の反省		2学期取組振り返り
1	3学期に向けて人間関係や心理状態を把握する	チェックリストによる評価	学校楽しいーと(3回目)	「いじめ問題を考える週間」の実施		DQワールド(56年)		生徒指導連絡会
2	進級や進学に向けて人間関係を把握する	学校いじめ対策委員会		道徳「規則の尊重」		DQワールド(56年)	個別面談	生徒指導連絡会
3	来年度に向けて体制の見直しを図る	年間反省 卒業前指導・春休み前指導	県問題行動等調査		6年生を送る会	指導の反省		年間取組評価

【重大事態への対応】

